



市 章

大津市公報

平 成 27 年 3 月 16 日
号 外 (第 10 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 9 大津市学校給食費の管理に関する規則..... 1
- 10 大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則を廃止する規則..... 2
- 11 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
- 12 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 3
- 13 大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則..... 3
- 14 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則..... 3
- 15 大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
- 16 大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則..... 4

訓 令

- 2 大津市職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 4

企 業 局 管 理 規 程

- 1 大津市企業職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 5

規 則

大津市学校給食費の管理に関する規則を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第9号

大津市学校給食費の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市学校給食に関する条例(平成26年条例第90号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める学校給食費の額は、学校給食を受ける児童又は生徒(以下「児童等」という。)の区分に応じ、児童等1人1日につき当該各号に定める額とする。

小学校の児童 240円

中学校の生徒 264円

2 前項の規定にかかわらず、児童等が食物アレルギー等の理由により牛乳、飲用ヨーグルト、パン、米飯、麺又はおかず(以下「給食区分」という。)のいずれかの給食を受けることができない場合における学校給食費の額は、前項に定める額から当該児童等が給食を受けることができない給食区分の費用に相当する額を減じた額とする。ただし、当該給食を受けることができない給食区分の代替食の給食を実施するときは、この限りでない。

(学校給食費の納期限)

第3条 条例第5条の規則で定める日は、児童等が学校給食を受けた月の翌月の28日(3月にあっては、当月の28日)とする。ただし、その日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後最初の休日等でない日とする。

2 市長は、前項に規定する納期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(学校給食費の減免)

第4条 条例第6条の規定により学校給食費を減額し、又は免除する場合は、保護者が地震、風水害、火災その他の災害又は事故等により一時的に学校給食費を納付する資力を失ったと認められる場合その他市長が特に必要と認める場合とする。

(過誤納金の還付等)

第5条 過誤納に係る学校給食費(以下「過誤納金」という。)があるときは、これを当該保護者に還付する。

- 2 前項の規定により過誤納金を還付するときは、書面により当該保護者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者又は既納の学校給食費のうちに過誤納金があることを発見した者は、過誤納金の還付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。ただし、過誤納金の還付の通知に係る金額が100,000円に満たないときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき保護者に学校給食費の未納入のものがあるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をこれに充当する。
- 5 前項の規定により過誤納金を充当したときは、書面により当該還付を受けるべき保護者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則を廃止する規則

大津市小児慢性特定疾患対策協議会規則(平成24年規則第141号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「議会議務局長」を「議会局長」に改める。

第7条第3項に後段として次のように加え、同条第4項を削る。

この場合において、陳述を受けた大津市公正職務審査委員会(以下「委員会」という。)又はコンプライアンス推進室長は、聴取書を作成しなければならない。

第8条を次のように改める。

(委員会による通報対象事実の調査)

第8条 条例第16条第2項の規定により委員会が自ら通報対象事実に係る調査を行う場合における当該通報対象事実に係る調査は、第13条第1項の規定により委員会に置かれる委員長(次条第2項及び第12条において「委員長」という。)が指名する委員が行う。

第9条第2項中「コンプライアンス推進室長」を「委員長」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

(委員会による不利益取扱いの事実の調査)

第12条 条例第21条第2項において準用する条例第16条第2項の規定により委員会が自ら不利益取扱いの事実に係る調査を行う場合における当該不利益取扱いの事実に係る調査は、委員長が指名する委員が行う。

(大津市公正職務審査委員会)

第13条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第 4 号)第 7 条各号に掲げる情報が含まれない事項を調査審議する場合は、委員長が委員会に諮って会議を公開することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第14条の次に次の 3 条を加える。

第14条の 2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員会は、事実のみ誠実に向き合い、公正に調査審議を行う。

第14条の 3 委員会の庶務は、総務部コンプライアンス推進室において処理する。

第14条の 4 第13条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の 2 第 9 号を次のように改める。

消防機械器具

第21条の 2 第26号を次のように改める。

(26) 未収金回収業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大津市自転車駐車場条例施行規則(昭和55年規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「260円」を「270円」に、「2,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例等施行規則(平成16年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第12号及び第13号を削り、第11号を第13号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

一般社団法人滋賀県造林公社

第 4 条中第10号を第12号とし、第 9 号を第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

第 4 条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

独立行政法人森林総合研究所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和42年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表助産師妊婦健診料の項の次に次のように加える。

助産師出産前健診料	1回につき 3,000円
-----------	--------------

別表第5第2項の表中「21,600円」を「30,750円」に改め、同項の表矯正歯科治療料の項の次に次のように加える。

内視鏡下手術用口ポットを用いた腹腔鏡下胃切除術又は腹腔鏡下胃全摘術	1件につき 650,000円
内視鏡下手術用口ポットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術	1件につき 500,000円

別表第5第2項の表予防接種料(15歳以下の者に対して行う場合に限る。)の部流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の項から麻しん・風しん混合の項までを削り、別表第5第2項の表予防接種料の部に次のように加える。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	1回につき 5,400円
水痘	1回につき 7,560円
麻しん	1回につき 5,400円
麻しん・風しん混合	1回につき 7,560円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月16日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則

大津市病院事業財務規則(平成9年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第82条中第7号及び第8号を削り、第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

入院患者給食業務

院内保育所運営業務

第82条に次の1号を加える。

個人放射線被ばく線量測定業務

第83条中「前条第1号、第2号、第7号及び第8号」を「前条第1号から第4号まで」に、「同条第3号から第6号まで」を「同条第5号から第9号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令**大津市訓令第2号**

大津市職員の人事評価に関する規程(平成22年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月16日

大津市長 越 直 美

附則第 2 項第 4 号を削る。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 1 号

大津市企業職員の人事評価に関する規程(平成22年企業局管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月16日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。